

栃木県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、栃木県知事福田富一から勧告（平成27年7月23日付け栃監査第54号）に対して措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年10月27日

栃木県監査委員 金 井 弘 行  
同 石 崎 均  
栃議第253号  
平成27年9月24日

栃木県監査委員 金 井 弘 行 様  
同 石 崎 均 様

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員措置請求監査結果に基づく措置について

平成27年7月23日付け栃監査第54号で通知のありました標記について、次のとおり措置したので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

記

1 勧告の内容

平成25年度政務活動費における、みんなのクラブに対する返還所要額87,801円について、栃木県政務活動費の交付に関する条例第11条に基づき返還請求を行うこと。

2 措置の結果

平成27年8月11日付け栃議第211号により栃木県議会議長から元みんなのクラブ代表相馬憲一県議会議員名の平成25年度政務活動費収支報告書等修正届(写)が送付された。

当該修正届(写)に基づき発生した残余金87,801円について、平成27年8月17日付け栃議第212号により、元みんなのクラブ代表に対し返還を求めたところ、平成27年8月18日に同額が返還された。